

近隣での学童保育

西宮市

No.	育成センター	定員	弾力	No.	育成センター	定員	弾力	No.	育成センター	定員	弾力	No.	育成センター	定員	弾力
1	鳴尾東	60	82	16	南甲子園	40	69	31	広田	60	71	46	夙川	60	71
2	甲子園浜	40	51	17		40	63	32		40	69	47	高須	60	73
3		40	64	18	安井	40	43	33	神原	60	72	48		60	73
4	香櫨園	40	63	19		40	43	34	瓦木	40	55	49	大社	40	49
5		40	51	20	北夙川	60	111	35	平木	60	68	50		40	45
6	春風	40	62	21	樋ノ口	60	87	36		60	80	51	北六甲台	60	76
7		60	78	22	鳴尾	60	73	37	浜脇	40	43	52	生瀬	40	52
8	瓦林	40	50	23	鳴尾北	60	74	38		60	77	53	山口	60	83
9	上ヶ原南	60	65	24		60	74	39	上ヶ原	40	51	54	東山台	40	51
10	上甲子園	60	65	25	高木	60	74	40		40	51	55		40	51
11		40	69	26	段上	60	67	41	高須西	60	68	56	西宮浜	40	51
12	名塩	40	50	27	津門	60	70	42	今津	60	60	57		40	51
13	小松	60	75	28		60	71	43	段上西	60	72	58	苦楽園	40	51
14	甲東	40	51	29	用海	60	65	44	深津	60	72				
15		40	51	30		40	65	45	甲陽園	60	71				

尼崎市

No.	施設名	設置・開設年月	No.	施設名	設置・開設年月	No.	施設名	設置・開設年月
1	明城児童ホーム	昭和52年7月	16	成徳児童ホーム	昭和47年6月	31	武庫南児童ホーム	昭和53年7月
2	難波児童ホーム	昭和51年7月	17	若葉児童ホーム	昭和46年6月	32	武庫北児童ホーム	昭和48年6月
3	北難波児童ホーム	昭和55年3月	18	西児童ホーム	昭和48年6月	33	武庫東児童ホーム	昭和55年2月
4	梅香児童ホーム	昭和57年4月	19	大島児童ホーム	昭和45年6月	34	武庫庄児童ホーム	昭和55年12月
5	竹谷児童ホーム	昭和44年6月	20	浜田児童ホーム	昭和51年7月	35	武庫の里児童ホーム	昭和58年4月
6	下坂部児童ホーム	昭和48年7月	21	立花児童ホーム	昭和48年6月	36	園田児童ホーム	昭和51年7月
7	潮見児童ホーム	昭和52年11月	22	立花南児童ホーム	昭和50年8月	37	園田北児童ホーム	昭和55年2月
8	長洲児童ホーム	昭和51年7月	23	立花西児童ホーム	昭和49年7月	38	園和児童ホーム	昭和45年6月
9	清和児童ホーム	昭和57年4月	24	立花北児童ホーム	昭和53年7月	39	園和北児童ホーム	昭和48年6月
10	杭瀬児童ホーム	昭和45年6月	25	名和児童ホーム	昭和45年6月	40	園田東児童ホーム	昭和55年11月
11	浦風児童ホーム	昭和50年8月	26	塚口児童ホーム	昭和54年4月	41	上坂部児童ホーム	昭和50年8月
12	金楽寺児童ホーム	昭和49年7月	27	尼崎北児童ホーム	昭和56年9月	42	小園児童ホーム	昭和53年7月
13	浜児童ホーム	昭和56年4月	28	水堂児童ホーム	昭和46年6月	43	園田南児童ホーム	昭和57年2月
14	大庄児童ホーム	昭和52年7月	29	七松児童ホーム	昭和47年6月			
15	成文児童ホーム	昭和55年2月	30	武庫児童ホーム	昭和45年6月			

芦屋市

No.	設置場所	学級名称	定員	No.	設置場所	学級名称	定員
1	精道小学校内	ひまわり学級ひかり	45	6	岩園小学校内	すぎのこ学級	45
2		ひまわり学級つばさ	45	7	朝日ヶ丘小学校内	やまのこ学級	30
3	宮川小学校内	なかよし学級さくら	45	8	潮見小学校内	しおかぜ学級	45
4		なかよし学級ひつじ	45	9	打出浜小学校内	はまゆう学級	45
5	山手小学校内	わんぱく学級	45	10	浜風小学校内	らいおん学級	45

伊丹市

No.	児童クラブ名	No.	児童クラブ名	No.	児童クラブ名	No.	児童クラブ名
1	伊丹市立伊丹児童クラブ	6	伊丹市立桜台児童クラブ	11	伊丹市立花里児童クラブ	16	伊丹市立池尻児童クラブ
2	伊丹市立稲野児童クラブ	7	伊丹市立天神川児童クラブ	12	伊丹市立昆陽里児童クラブ	17	伊丹市立鴻池児童クラブ
3	伊丹市立南児童クラブ	8	伊丹市立笹原児童クラブ	13	伊丹市立摂陽児童クラブ		
4	伊丹市立神津児童クラブ	9	伊丹市立瑞穂児童クラブ	14	伊丹市立鈴原児童クラブ		
5	伊丹市立緑丘児童クラブ	10	伊丹市立有岡児童クラブ	15	伊丹市立荻野児童クラブ		

宝塚市

No.	名称	定員	No.	名称	定員	No.	名称	定員
1	仁川小学校地域児童育成会	80	9	宝塚第一小学校地域児童育成会	80	17	長尾小学校地域児童育成会	80
2	高司小学校地域児童育成会	80	10	すみれが丘小学校地域児童育成会	80	18	長尾南小学校地域児童育成会	80
3	良元小学校地域児童育成会	80	11	宝塚小学校地域児童育成会	80	19	丸橋小学校地域児童育成会	80
4	光明小学校地域児童育成会	40	12	売布小学校地域児童育成会	80	20	中山桜台小学校地域児童育成会	80
5	末成小学校地域児童育成会	80	13	小浜小学校地域児童育成会	80	21	中山五月台小学校地域児童育成会	40
6	末広小学校地域児童育成会	80	14	美座小学校地域児童育成会	40	22	山手台小学校地域児童育成会	40
7	西山小学校地域児童育成会	40	15	安倉小学校地域児童育成会	80	23	長尾台小学校地域児童育成会	40
8	逆瀬台小学校地域児童育成会	40	16	安倉北小学校地域児童育成会	80	24	西谷小学校地域児童育成会	40

※各市町村ホームページより参照

【費用】

(円)

	西宮市	尼崎市	芦屋市	伊丹市	宝塚市
育成料	8,200	10,000	8,000	6,200	6,000
第2子目以降	4,100	5,000		3,100	
減免制度	あり	あり	あり	あり	あり
延長保育	あり	なし	土曜登級のみ	あり	あり
延長保育料	3,000		1,600	1,800	1,800
おやつ代/教材	2,500		2,000	2,000以内	概ね2,000
その他			450(保険料)		
			100 (土曜:昼食、おやつ)		

【減免制度】

西宮市

	世帯の所得区分	育成料	延長加算
1	生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯で母子・父子世帯の場合	0円	0円
2	市民税所得割非課税世帯	2,000円	3,000円
3	市民税所得割額 6万円未満	4,100円	3,000円
4	市民税所得割額 6万円以上12万円未満	6,100円	3,000円

尼崎市

階層	費用負担者の属する階層区分	児童育成料(月額)
A	生活保護法による被保護世帯 前年度市民税が非課税(所得割・均等割ともに0円)の母子・父子世帯	0円
B	前年度市民税が非課税(所得割・均等割ともに0円)で上記以外の世帯 (2子目以降)	2,500円 (1,250円)
C	前年度市民税の所得割が15万円未満の世帯 (2子目以降)	5,000円 (2,500円)
D	前年度市民税の所得割が15万円以上22万5千円未満の世帯 (2子目以降)	7,500円 (3,750円)
E	前年度市民税の所得割が22万5千円以上の世帯 (2子目以降)	10,000円 (5,000円)

芦屋市

階層	費用負担者の属する階層区分	減額及び免除額
1	生活保護法の規定による被保護世帯及び、母子・父子家庭で保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯	育成料の全額
2	保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯 (前号に該当する者を除く)	育成料の75%の額
3	保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が6万円以下の世帯	育成料の50%の額
4	保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が12万円以下の世帯	育成料の25%の額
5	同一世帯から、2人以上の児童が入級している場合の2人目からの児童	育成料の50%の額 (2~4に該当する場合は、当該規定による減額後の育成料の50%の額)
6	災害等特別な理由により、育成料の納付が困難となった世帯	市長が別に定める額

伊丹市

階層	費用負担者の属する階層区分	減額及び免除額
1	生活保護法の規定による生活保護を受けている保護者と同一世帯内にある児童 入所する前年度分の市民税の所得割がかからない保護者と同一世帯内にある児童 が入所している場合 各月の始業日前に児童の休所を許可され、該当の月に全く通所していない児童など	育成料が全額免除
2	入所する前年度分の市民税の課税所得割額(世帯において2人以上の者に所得があるときは、それらの者の課税所得割額の合計額)が20,100円以下となる保護者と同一世帯内にある児童 同一世帯内において2人以上の児童を入所させている場合、1人を除く当該児童(前記の事項により、2分の1に減額されたときは減額後の2分の1)など	育成料が2分の1に減額

宝塚市

階層	費用負担者の属する階層区分	減額及び免除額
(1)	生活保護法による被保護世帯	免除
(2)	平成21年度分市民税の所得割が非課税の世帯	免除
(3)	平成21年度分市民税の所得割の額が6万円未満の世帯	2分の1減額
(4)	平成21年度分市民税の所得割の額が6万円以上15万円未満の世帯	4分の1減額
(5)	同一世帯において2人以上の児童を入所させた場合、最も年齢の高い児童以外の児童の育成料	2分の1減額

※上記(2)~(4)において、世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、市民税所得割の額の合計額となります。

※平成21年度に住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けられている場合は、控除前の市民税所得割額が対象となります。

【開所】

西宮市

区分	時間
(1) 小学校の授業日	下校時から午後5時まで (希望者は午後7時まで利用可)
(2) 小学校の休業日	
ア 土曜日(春季、夏季、冬季休業日を除く)	午前8時30分から午後5時まで (延長利用はありません)
イ 春季、夏季および冬季休業日	午前8時30分から午後5時まで (希望者は午後7時まで利用可)

※延長利用を希望する場合は、事前登録が必要です。また、通常の育成料のほかに、別途延長利用料(月額3,000円、日割り無し)が必要です。

尼崎市

- 1 開所期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日
- 2 休所日 土曜日 日曜日 祝日 年末年始
- 3 開所時間

区分	時間
月曜日から金曜日	正午から午後5時
学校休業日(春、夏、冬休み等)	午前8時30分から午後5時
冬時間(11月1日から12月28日)	午後4時45分まで

芦屋市

区分	時間
月曜日から金曜日	放課後から午後5時 (11月から12月は、午後4時30分)
土曜日	午前9時から開設します (11月から12月は、午後4時30分)
長期学校休業日等	午前8時30分から午後5時 (11月から12月は、午後4時30分)

休会日

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

8月12日～16日、12月29日～31日、1月2日、3日、3月31日(3月31日が日曜日に当たる場合は同月29日土曜日に当たる場合は同月30日)

伊丹市

区分	時間
(1) 学校の平常授業期間	13時00分～18時00分
(2) 学校の給食のない期間	11時40分～18時00分
(3) 土曜日(運動会等の予定日を除く)	8時30分～18時00分
(4) 長期休業期間(春・夏・冬休み)	8時30分～18時00分
(5) 学校創立記念日・運動会等の代休日	8時30分～18時00分
(6) その他(特別の理由がある日)	その都度開所時間を決定

* 平成22年度より18時00分まで延長保育を実施します。

休会日

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 8月13日～16日(盆休み)・12月29日～1月3日(年末年始休み)・3月31日
- (3) 臨時休業日(暴風警報発令時・その他の災害時等)
- (4) その他、市長が必要と認めた時

宝塚市

区分	時間
① 学校がある時 月曜日から金曜日	放課後から午後5時
② 土曜日及び夏、冬、春休み、学校行事代休日、創立記念日、入学式、卒業式	午前8時30分から午後5時
③ 冬時間11月から1月の間	下校が午後4時30分となります。 (日没時間が早くなるため、児童の下校時の安全を考慮しています。)

※お仕事がおやすみのときはご家庭で親子のふれあいを大切にしてください。

希望制による午後6時30分までの延長保育を実施します。

延長保育を実施する日及び時間

延長保育は、月曜日から金曜日の育成会の閉所時刻である午後5時(11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分)から午後6時30分まで実施します。

延長保育を実施する育成会の要件及び決定

- ① 延長保育の要件を満たす児童が5名以上の育成会で実施します。
- ② 平成22年4月1日から延長保育を希望される保護者に、育成会の申請書早期受付期間内(1月12日(火)～1月16日(土))に入所申請書と合わせて、延長保育希望調査票を提出していただきます。
 ※ この期間に提出された平成22年4月1日から延長保育の必要な(延長保育希望調査票の)児童の数で延長保育を実施する育成会と実施しない育成会を決めますので、必ずこの期間内に提出してください。
 ※ 延長保育を実施する要件を満たさず、延長保育を実施しない育成会については、延長保育を実施しない旨お知らせします。
- ③ 原則として、年度途中での延長保育の開始又は中止はしません。

延長保育する児童のお迎えについて

延長保育の児童につきましては、必ず午後6時30分までに保護者又は保護者の代理人(小、中学生によるお迎えは認めておりません。)のお迎えをお願いいたします。

また、車でのお迎えはご遠慮ください。

延長保育しない児童の下校について

延長保育しない児童につきましては、午後5時(11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分)に集団で下校させます。

※ 育成料が減免される児童については、延長保育に係る育成料も減免されます。

休所日

- ① 日曜日、国民の祝日、国民の祝日の振替休日
- ② 盆休み8月13日から3日間(日曜日を除く)
- ③ 年末年始12月29日から1月4日
- ④ 次年度開設準備3月31日

よくある質問

請願書と陳情書ってナニ?

基本的に同じもので、日本国民として、請願権を有します。

それぞれ、市議会などへ住民の声として、届けますが、大きな違いは紹介議員が必要になるのが請願書になり、請願書提出の際は紹介議員を見つけるために市議会の各会派を回らねばなりません。

また、署名については請願書を取り扱う団体により、個人署名を求める場合があります。

市議会で採択となった場合は陳情書でも請願書と同等の扱いとなりますが、共に市町村行政への努力目標となり、必ずしも、採択されたからと言って、実施される訳ではありません。

採択後でもしっかりと私たちが実施されるまで見届ける必要があります。

公設民営? 西宮市の学童保育は市が行ってはいないの?

学童保育の運営形態には大きく、3つの形態があります。

- 1) 公設公営 文字通り、自治体で施設を建て、運営まで自治体が行っています。
- 2) 公設民営 西宮市ではこの形態になり、自治体が施設を建て、運営は指定管理者が行っています。
- 3) 民設民営 言わば、共同保育で、西宮市では唯一の高学年学童の「わるがき」がそれにあたります。保育を行なう場所、指導員、運営費などの全てが父母達によって行なわれます。現在の「わるがき」の運営は父母会がNPOとして登録し、運営を行なっています。

市連協ってナニ?

学童保育を必要とする親(保護者)が集まり、指導員と一緒に学童保育の充実を目指してきたのが市連協(西宮市学童保育連絡協議会)です。 父母一人ひとりが構成員となり、父母会を作り、父母会単位で参加しています。

兵庫県では兵庫県学童保育連絡協議会(県連)があり、市連協も加盟しています。

また、全国に於いて、同じ組織体があり、全国学童保育連絡協議会(全国連)があり、県連は全国連へ加盟しています。

全国連は国への学童保育の制度化、国の施策として、保障された学童保育を目指しています。

育成料は保育所に比べて高くないですか?

高いです。

西宮市に於いて、学童保育が始まった当初は無料で学童保育を利用することができました。

今は、受益者負担を福祉事業に取り入れられ、育成料として、利用する世帯への負担を強いられています。

父母会は本当に必要なの?

必要です。

学童保育は今の世代だけが必要なのではなく、これからも私たち子ども達が親になった時代であっても、学童保育は仕事をしながらの子育て世代には必要などころです。

維持、改善要求を行なう上でも必要な組織であり、子育てをする私たち父母の大切な仲間が集う場所でもあります。